



地下鉄短信 (第590号) 令和6年3月4日発行

編集 (一社)日本地下鉄協会 責任者 橋田慶司

電話 03-5577-5182(代) FAX 03-5577-5187



記事○「改正障害者差別解消法に基づく事業者対応指針説明会」を開催

○ 「改正障害者差別解消法に基づく事業者対応指針説明会」を開催しました。

去る3月1日(金)10時30分から、弊協会会議室に国土交通省鉄道局総務課鉄道サービス政策室の河内課長補佐をお招きし、WEB配信にて、「改正障害者差別解消法に基づく事業者対応指針説明会」を開催し、普通会员社局中10社局の約30人の皆様にご参加いただきました。



これは障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを内容とする、改正障害者差別解消法が令和3年に成立し、本年4月1日から施行されることとなりました。これを踏まえ、政府全体としては障害者差別解消法に基づく「基本方針」を、各省庁においては所管事業に係る「対応指針」、職員に係る「対応要領」を、それぞれ改定しているところです。

今回の説明会では、河内課長補佐から、法律制定の背景と今回の改正の経緯及び対応指針の改正点等について、省内や障害者団体との意見交換会での調整でご苦労された具体的な内容等を含んだわかりやすいご説明をしていただきました。公営地下鉄事業者の職員の皆様は、地方公務員として「対応要領」の適用を受けつつ、鉄道事業者として「対応指針」に対応しなければならない立場ではありますが、鉄道事業者として障害者の方々へのサービス提供する際において、社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮を個々の場面・状況の中で総合的・客観的に判断し実施することが求められます。その提供のボーダーラインは個人により異なることも想定されトラブルになった際には、各地方運輸局の交通政策課バリアフリー推進室や本省鉄道局の河内補佐のラインでご相談にのっていただけるとのことですので、そうした際にはよろしくご対応ください。

(注) 必要に応じ、社局内への転送、回覧などをお願いいたします。

配信先の変更又は追加をご希望の場合は、新しい配信先の職名、氏名及びメールアドレスをお知らせ下さい。

また、本短信についてのご意見、ご要望等もお寄せ下さい。 連絡先：hashida@jametro.or.jp